

平成 23 年度第 2 四半期（平成 23 年度上期）決算に関する主な質疑応答

平成 23 年度第 2 四半期（平成 23 年度上期）の業績等に関しまして、皆様からお問い合わせの多いご質問への回答を、以下の通り掲載致します。

なお、決算発表の概要につきましては、「記者発表」資料をご参照ください。

www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement/2012_3/h2309_4_01.pdf

1. 業績関連

Q1. SMFG 連結中間純利益が前年同期比減益となった要因について教えてください。

A1. 平成 23 年度 SMFG 連結中間純利益は 3,138 億円と、前年同期比▲1,037 億円の減益となりました。

三井住友銀行においては、債券売却益の減少による業務純益の減益（前年同期比▲284 億円）を与信関係費用の削減等によりカバーし、経常利益ではほぼ前年同期並を確保（+46 億円）した一方、法人税等調整額の負担が増加し、中間純利益が 2,906 億円と、前年同期比▲606 億円の減益となりました。

子会社・関連会社等においては、三井住友カード、三井住友ファイナンス&リース等の主要子会社で、クレジットコストの減少等により前年同期比増益となった一方、平成 23 年 9 月末時点で持分法適用関連会社のプロミスにおいて、過払リスクに対する抜本的な引当の実施に伴い▲2,085 億円の中間純損失を計上し、SMFG 連結中間純利益への影響は持分（22%）相当の約▲460 億円（前年同期比約▲450 億円の減益）となったことから、中間純利益の連単差は 232 億円と、前年同期比▲431 億円の減益となりました。

Q2. SMFG 連結中間純利益が 5 月予想比上振れとなった要因について教えてください。

A2. 平成 23 年度 SMFG 連結中間純利益は 5 月予想比+1,438 億円の増益となりました。これは、三井住友銀行において、市場営業部門の収益が上振れたことや、与信関係費用が 5 月予想比減少したことなどから、当期純利益が 5 月予想比+1,406 億円の増益となったことが主な要因です。なお、プロミスの SMFG 連結中間純利益への影響は 5 月予想比約▲480 億円の減益となりましたが、一方で、三井住友カードや三井住友ファイナンス&リース等の増益に加え、三井住友銀行単体で計上したグループ会社株式の減損処理が、連結上戻入れとなるプラス影響があり、中間純利益の連単差はほぼ 5 月予想通りとなりました。

2. 業績予想関連

Q3. 平成 23 年度の SMFG 連結当期純利益について、5 月予想比の増加要因を教えてください。

A3. 平成 23 年度の SMFG 連結当期純利益は 5,000 億円と、5 月予想比+1,000 億円の増益を予想しております。これは、上期の業績が 5 月予想比増益となったことを踏まえたものです。一方、下期については「不透明・不確実・不安定」な金利環境が続くとみており、債券売却益を保守的に織り込んでいないことを主因に、三井住友銀行の下期単独の業務純益では上期対比減益を見込んでおりますほか、与信関係費用についても、欧米の景気減速懸念や円高などによる企業業績下振れ懸念といった情勢を踏まえ、相応の与信コスト発生を見込んでおり、下期単独の SMFG 連結当期純利益は上期比悪化を想定しております。

Q4. SMFG 連結当期純利益予想を上方修正した一方、配当予想を据置きとした理由を教えてください。

A4. 平成 23 年度の SMFG 連結当期純利益は、5 月予想比+1,000 億円増益の 5,000 億円を予想しておりますが、国内外の経済情勢が依然として不透明・不確実・不安定である中、国際的な資本規制強化の動向等を踏まえ内部留保の充実に意を用いる必要があることに加えて、配当性向についても相応の水準を確保していること等から、年間配当については、5 月予想を据え置き、従来通り 100 円とさせていただきます。

3. その他

Q5. 中期経営計画の進捗状況について教えてください。

A5. 中計経営計画において掲げた財務目標の上期の実績は、各指標とも、平成 22 年度実績から改善し、順調に推移しております。具体的には以下の通りです。

- ・コアTier I 比率（試算値）^{*1}： 7%強（平成 23 年 3 月末：6%弱）
- ・連結当期純利益 RORA（年率換算）： 1.2%程度（平成 22 年度：0.8%）
- ・連結経費率： 51.2%（同 52.5%）
- 単体経費率： 43.3%（同 45.6%）
- ・海外収益比率： 25.3%^{*2}（同 23.3%）

*1 SMFG 連結ベース、バーゼルⅢ規制完全実施時基準（控除項目を全て控除・有価証券等評価差額金を含まず）での算出

*2 中期経営計画前提の 1 ドル=85 円ベース

Q6. 本年 11 月に金融安定理事会（FSB）並びにバーゼル委員会より公表された文書において、三井住友フィナンシャルグループはグローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に選定されましたが、国際的な資本規制への対応について教えてください。

A6. 当社グループは、本年 11 月に金融安定理事会（FSB）並びにバーゼル委員会より公表された文書において、G-SIFIs に選定されました。G-SIFIs においては、「リスク資産対比で 1%から 2.5%（及びシステム上の重要性の程度を更に増す意欲を抑制するための 3.5%の空バケット）の普通株で満たすべき追加的な損失吸収力を保有する」との追加要件（いわゆる資本サーチャージ）が課せられますが、一方で、同要件は、平成 28 年から平成 31 年にかけて段階的に適用され、かつその適用対象となる G-SIFIs の最終的なリストは、平成 25 年末のデータをもとに、平成 26 年 11 月に公表されることとされております。当社グループでは、今年度からスタートした中期経営計画において、平成 26 年 3 月末のコア Tier I 比率の目標値を 8%程度とし、バーゼルⅢの完全実施時（平成 31 年 3 月末）の最低所要水準である 7%を 5 年前倒しで、1%程度上回るかたちで達成することを目指しておりますが、平成 23 年 9 月末における規制完全実施基準のコア Tier I 比率（試算値）は 7%強となっており、中期経営計画において掲げた戦略施策に取り組み、着実に内部留保を蓄積することにより、十分に規制をクリアできると考えております。

Q7. プロミス完全子会社化の目的を教えてください。

A7. 当社グループでは、コンシューマーファイナンス事業について、短期的には厳しい事業環境に直面しているものの、依然として相対的に利鞘が厚く、中長期的には継続して安定した利益水準が見込める事業であると考えており、個人消費を支えるリテールビジネスのラインナップの一つとして重視しております。こうした中、プロミスについては、足許で過払利息返還請求に収束感が見えつつあり、また、新規貸出にも回復の兆しが見え始めたこと等から、当社とプロミスでは、反転攻勢に転じるべきタイミングであるとの考えで一致いたしました。当社グループは、プロミスの完全子会社化を通じ、グループ一体でのより迅速かつ機動的な意思決定が可能となる体制を整備するとともに、事業シナジーの最大化を図ってまいります。

Q8. PIIGS 向けエクスポージャーを教えてください。

A8. PIIGS 向けエクスポージャーは約 53 億ドルで、このうち国債は約 3 百万ドルです。なお、国別には、イタリアが約 25 億ドル、スペインが約 22 億ドル、アイルランドが約 4 億ドル、ポルトガルが約 1 億ドル、ギリシャが約 1 億ドルです。また、セグメント別では、ソブリン向けが 0.3 億ドル、金融機関向けが 3 億ドル、非金融機関向けが 50 億ドルです。非金融機関向け与信については、大企業向けやプロジェクト向けが主体であり、大きな懸念はないと考えております。

本資料には、当社グループの財政状態及び経営成績に関する当社グループ及び当社グループ経営陣の見解、判断または現在の予想に基づく、「将来の業績に関する記述」が含まれております。多くの場合、この記述には、「予想」、「予測」、「期待」、「意図」、「計画」、「可能性」やこれらの類義語が含まれますが、この限りではありません。また、これらの記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものであり、実際の業績は、本資料に含まれるもしくは、含まれるとみなされる「将来の業績に関する記述」で示されたものと異なる可能性があります。実際の業績に影響を与えるリスクや不確実性としては、以下のようなものがあります。国内外の経済金融環境の悪化、当社グループのビジネス戦略が奏功しないリスク、合弁事業・提携・出資・買収及び経営統合が奏功しないリスク、海外における業務拡大が奏功しないリスク、不良債権残高及び与信関係費用の増加、保有株式に係るリスクなどです。こうしたリスク及び不確実性に照らし、本資料公表日現在における「将来の業績に関する記述」を過度に信頼すべきではありません。当社グループは、いかなる「将来の業績に関する記述」について、更新や改訂をする義務を負いません。当社グループの財政状態及び経営成績や投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項については、本資料のほか、有価証券報告書等の本邦開示書類や、当社が米国証券取引委員会に提出した Form 20-F、当社グループが公表いたしました各種開示資料のうち、最新のものをご参照ください。